

徳島県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和元年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

182		整理 番号
瀬戸港		路線名
同	同 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り 式四五二番一地从先から 四四三番四地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
四・三丁一〇・三	四・二丁四・八	敷地の幅員 (メートル)
二九・〇	二九・〇	延長 (メートル)